

寒川町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会（第3条―第12条）

第3章 議員（第13条―第17条）

第4章 政務活動費（第18条）

第5章 議会と町民の関係（第19条）

第6章 議会と町長等の関係（第20条）

第7章 議会事務局の体制整備（第21条）

第8章 条例の検証及び見直し（第22条）

附則

寒川町議会は、これまで直接選挙で選ばれた議員と町長とで構成された二元代表制のもとで、相互に対等で緊張ある関係を保ちつつ、身近な民主主義の実現や町民の福祉向上のため、町民の負託に応える活動を行ってきた。

近年では地方分権の時代を迎え、地方自治体の権限拡充が進展しており、寒川町議会はこれまで以上にその責務を果たすことが求められている。

特に、寒川町議会は、先人が築き上げてきた歴史、文化や多様な地域資源などの特性を重視し、町域の課題の把握とそこに暮らす町民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な討議を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的行わなければならない。

これまで積み重ねてきた取り組みを確実なものとするために、議会及び議員の使命、役割及び責務を自覚し、より一層町民の負託に応え、開かれた議会とすることを目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文は、この条例を制定する背景とその必要性を示し、寒川町議会の目指すべき方向性を定め、その実現に向けた決意を表明したものです。

＊ 町民とは町内に住み、働き、学ぶ者、または、町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体のいずれかに該当するものをいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、議会の役割を明確にするとともに、議会の機能及び議員の資質を向上し、町民の負託に応え、町民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例の目的について定めています。

この条例では、議会と議員に関する基本的事項を定めることにより、前文で示しているとおり議会及び議員の使命、役割、責務を果たし、町民の負託に応え、福祉の向上に寄与することを最終的な目的としています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めるものであり、議会及び議員に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の目的を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

第2条では、この条例が第1条で定めるとおり、議会と議員の基本的な事項を定めることとしています。したがって議会に関する他の条例等の解釈や制定及び改廃をする場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならないとしています。

第2章 議会

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町民を代表する意思決定機関として、次に掲げることを活動原則とする。

- (1) 町民の多様な意見を把握し、政策決定や町政へ適切に反映できるよう努めるとともに、合議による議決を行うこと。
- (2) 議決結果の責任を認識し、町民に説明責任を果たすこと。
- (3) 公正性及び透明性を確保するとともに、町民にわかりやすい議会運営に努めること。
- (4) 町政の監視及び評価を行うこと。
- (5) 政策立案及び政策提言に努めること。

【解説】

第3条では、議会全体としての活動原則について5つの原則を定めています。

- (1) 議会は、町民の多様な意思を的確に把握し、合議制による議決機関としての機能を果たします。
- (2) 町民を代表する議決機関として、その責任を果たすとともに説明責任を果たします。
- (3) 町民を代表する機関として、公正性及び透明性を確保するとともに町民にわかりやすい議会運営について常に取り組みます。
- (4) 議会の役割である行政チェック機能を発揮し、町政運営を常に監視します。
- (5) 町政における課題解決のため、政策を構想し、必要な政策を提言するよう努めます。

（個人情報の保護）

第4条 議会は、個人の権利や利益が侵されることがないように、議会が保有する個人情報の保護を適正に行わなければならない。

2 議会が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年寒川町条例第29号）で定める。

【解説】

第4条では、議会に関わる個人情報の保護が適正に取り扱われるように定めています。

寒川町議会の個人情報保護に関する条例に従い個人情報の保護を取り扱います。

（会議の公開）

第5条 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、町民の傍聴の促進を図るため、多様な情報媒体及び情報通信技術を利用し、積極的な取り組みに努めるものとする。

【解説】

第5条では、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、町民の傍聴を促進するよう、議会だよりや町ホームページを通じて積極的な取り組みに努めることとしています。

（議会広報の充実）

第6条 議会は、町政に係る情報を町民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な情報媒体及び情報通信技術を利用し、議会の活動、審議内容等を町民に分かりやすく、かつ、速やかに伝えとともに、積極的な情報発信に努めるものとする。

【解説】

第6条では、町民に議会の活動や議案の審議内容等を伝え、町民が議会に興味を持つよう議会だより、町ホームページ、インターネットを利用した議会中継など多様な広報機能の充実に努めることとしています。

（研修等の充実）

第7条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行う。

2 議会は、議員の政策立案能力等の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとし、議員は研修等に積極的に参加しなければならない。

3 議会は、他の地方公共団体、各分野の関係団体等との交流と連携を図り、先進事例等の調査研究に努めなければならない。

【解説】

第7条では、議員の能力向上等のための研修強化について定めています。第1項では一般選挙を経た議員に対しては、この条例の理念を浸透させるために任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行うことを定めています。第2項では、議員の政策立案能力等の向上のため議員研修の充実強化について定めています。さらに第3項では、研修会に限らず他の地方公共団体や各分野の関係団体との交流や連携により先進事例等の調査研究に努めることを定めています。

（専門的知見の活用）

第8条 議会は、必要と認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するよう努めるものとする。

【解説】

第8条では、学識経験者等の専門的知見を活用することについて定めていま

す。議会は町の行財政運営等に対する監視機能と議会の政策立案機能を強化するために学識経験者等による専門的見識等を活用して議員間の討議等に反映させるよう努めることを定めています。

（情報通信技術の活用）

第9条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

【解説】

第9条では、議会での情報通信技術の積極的な活用について定めています。町議会では、全議員がタブレット端末を利用して本会議や委員会等において議案や各種資料等の閲覧、議会内の情報伝達、災害時対応、議員活動等様々な場面で積極的に活用しています。

（議会改革の推進）

第10条 議会は、議会機能の強化及び向上を図るため、継続的に議会改革を推進するものとする。

【解説】

第10条では、議会が継続的に議会改革に取り組む姿勢を定めています。議会では議会機能の強化・向上を図るため、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的を達成するため、議会運営に係る改善等に努めます。

（災害時の対応）

第11条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、議会機能を適切に維持するよう努めなければならない。

2 災害時における議会機能の適切な維持に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

第11条では、重大な災害等の発生時における議会としての対応の基本方針を定めています。具体的な対応は寒川町議会災害時対応指針に規定しています。

（主権者教育の推進）

第12条 議会は、将来のまちづくりの担い手である児童生徒に対して、主権者教育を推進するものとする。

【解説】

第12条では、子どもたちが政治や社会のことに関心を持ち、それを「自分ごと」として考えた上で選挙などに主体的に参加する態度を養う教育を支援し、推進することを定めています。

＊ 主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の問題と捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」とされています。

第3章 議員

（議員の定数）

第13条 議員の定数は、寒川町議会議員定数条例（平成14年寒川町条例第13号）の定めるところによる。

- 2 議員の定数の改定に当たっては、町政の現状と将来展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等総合的な観点から決定しなければならない。
- 3 議員は、議員の定数を改正するための議案を提出しようとするときは、明確な理由を付して提出するものとする。

【解説】

第13条では、議員定数について定めています。議員定数は、寒川町議会議員定数条例で規定していますが、その定数の改正に当たっては、行財政の視

点からだけではなく、町政の現状と将来展望について十分に考慮し、町民からの意見も参考にして総合的な観点から決定することを定めています。また、議員から議員定数の条例改正議案を提出する場合は、明確な改正理由を付さなければならないことを定めています。

(議員の活動原則)

第14条 議員は、町民から直接選挙で選ばれた議会の構成員としての使命を果たすため、次に掲げることを活動原則とする。

- (1) 町民意見の把握と自己研鑽に努めること。
- (2) 個別事案の解決だけでなく、町民福祉の向上を目指すこと。
- (3) 自らの議員活動について町民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 議会活動を最優先するよう努めること。

【解説】

第14条では、議員の活動原則について4つの原則を定めています。

- (1) 町民の意見を把握して自己の能力を高めるため不断の研鑽に努めます。
- (2) 町民全体の福祉の向上を目指して活動することに努めます。
- (3) 議会における表決態度の説明責任を含め、議会における活動全般に幅広く説明責任を果たします。
- (4) 町民から直接選挙で選ばれた代表として議会の一員としての使命を果たすため議会活動を優先することに努めます。

(会派)

第15条 議員は、議会活動を行うに当たり、原則として会派を結成するものとする。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成する。
- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

第15条では、会派制をとる町議会における、会派の位置付けなどについて定めています。

会派とは議会内に結成された議員の同志的集合体です。会派は、複数の議員で構成するものとし、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動するものとしています。さらに会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策決定、政策提言、政策立案等に関して必要に応じて、他の会派との合意形成に努めることとしています。

（議員相互間の自由討議の推進）

第16条 議員は、議会が言論の府であること及び合議の機関であることを認識し、議論が尽くされるよう、議員相互間の自由な発言を尊重しなければならない。

2 議員は、議会において自らの意見を丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾けなければならない。

3 議長及び寒川町議会委員会条例（昭和41年寒川町条例第14号）第7条第1項に掲げる委員長は、議員間の討議の結果を議会及び委員会の機関決定として町政に反映できるように、意見集約に努めるものとする。

【解説】

第16条では、議会が合議制の議事機関であることから、議員間の自由な発言が保障され、議論が尽くされることを求めています。また、議員は、議員間の自由な討議を尊重することとしています。

議長及び委員長は議員間の討議の結果を町政に反映させられるよう、意見集約に努めることを定めています。

（議員の政治倫理）

第17条 議員は、町民の代表として政治倫理を深く自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

第17条では、議員の政治倫理について定めています。議員は町民の代表であり、町意思決定機関である議会の構成員として町の発展や町民生活の向上に寄与しています。そのため議員には公正で高潔な倫理的義務が課せられていることを常に自覚して議員活動を遂行するとともに良識と責任感を持って、議員としての品位を保たねばならないことを定めています。

なお具体的な事項は、寒川町議会議員の政治倫理規程で定めています。

第4章 政務活動費

(政務活動費)

第18条 議員は、寒川町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年寒川町条例第2号）に基づき交付された政務活動費を適正に活用しなければならない。

【解説】

第18条では、政務活動費の執行について定めています。会派及び議員の審議能力、政策立案能力などを高めるための調査研究などの活動に必要な経費として交付される政務活動費については、寒川町議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、適正に執行するよう規定しています。

第5章 議会と町民の関係

(議会と町民の関係)

第19条 議会は、議会に関する情報公開の徹底を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会に関する情報公開に必要な事項は、寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例24号）に基づき、行う。

3 議会は、町民の多様な意見を把握し、政策決定や町政へ適切に反映できるよう努めなければならない。

【解説】

第19条では、第3条で規定する議会の活動原則に基づき、町民と議会の関係がどうあるべきかを定めています。

議会活動の情報公開の徹底と説明責任を果たすことと、町民の要望や意見を議会活動に反映させるため、あらゆる手段を講じて意見聴取に努めることを求めています。

第6章 議会と町長等の関係

(議会と町長等の関係)

第20条 議会は、町長等と対等で緊張ある関係を構築し、町政の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言に取り組むものとする。

【解説】

第20条では、二元代表制における議会と町長等との関係について定めています。二元代表制においては議会と町長等の権限は明確に区分されており相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されています。その二元代表制の趣旨に鑑み、議会と町長等が緊張ある関係を保つこととし、その上で「町長等の事務の執行の監視及び評価」と「政策立案及び政策提言」を行うこととしています。

*町長等とは、町長及び他の執行機関のことをいいます。

第7章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行い、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

【解説】

第21条では、議会事務局の体制整備の確保について定めています。議会及

び議員の政策立案機能と政策提言機能を高めるためには、議会の活動を補佐する議会事務局の役割も重要となることから、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めることを定めています。

第8章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第22条 議会は、この条例の施行後、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講じるものとする。

【解説】

第22条では、この条例が形骸化しないように、この条例が制定された後もこの条例の目的が達成されているかについての検証を行うことと、必要があれば適切な措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。